

みんなであそぼうほいくえん

地域の皆さんに市内の認可保育施設を開放し、園児や保育士との交流を通じ、子育てのお手伝いをします。1月～3月は下表のとおり実施します。

なお、内容や雨天の場合の対応等、詳しくは直接各保育施設にお問い合わせください。

また、電話による子育て相談も随時お受けしています。(月曜～金曜日の午前10時～午後4時)

問合先 各保育施設

(※要事前予約)

施設名	開放日	内容
くりのみ (☎042-383-1180)	木・土 9:30～11:30	お庭遊び
わかたけ (☎042-383-1181)	水・金・土 9:30～11:30 (土曜日は11:00まで)	お庭遊び
小金井 (☎042-381-2237)	1/11(水) 10:30～11:00	ももちゃん劇場
	火・木 9:30～11:30	お庭遊び
	1/19(木) 10:00～10:30	こぶた劇場
さくら (☎042-383-1182)	月～金 9:30～11:30	お庭遊び
	1/12(木) 9:30～10:30	お部屋であそぼう(何でも相談、測定)※
	2/7(火) 10:00～10:20	ミニさくらんぼ劇場※
けやき (☎0422-60-0770)	火・木 9:30～11:30	お庭遊び
	1/12(木) 10:00～10:30	しゃぼん玉劇場
私立保育園	1/11(水)、3/8(水) 10:00～10:30	親子読み聞かせ※
光明第二 (☎042-381-8706)	1/14(土)、2/25(土) 10:00～12:00	園庭開放

施設名	開放日	内容
ひなぎく (☎0422-55-4417)	2/21(火) 10:00～10:45	作って遊ぼうひな飾り※
	3/3(金) 9:30～10:30	ひなまつり観劇会※(2/1から、申し込み)
愛の園 (☎042-325-1045)	月～金 10:00～12:30	園庭開放
しんあい (☎042-381-2263)	2/2(木) 9:30～11:00	作ってあそぼう※
	3/3(金) 9:30～11:00	リズムあそび※
貫井 (☎042-381-3575)	1/27、2/10、3/3、17(いずれも金曜日) 10:00～11:00	親子でわらべうた※
	1/11(水) 9:30～10:30	お楽しみ観劇会※
こむぎ (☎042-381-1589)	1/13(金) 11:30から	わんぱくランチ※(1歳～5歳児対象)
ひまわり (☎042-383-2788)	1/28(土) 10:00～12:00	地域交流会「味噌づくり」※
アスクむさし小金井 (☎042-386-8505)	2/3(金) 15:30～16:15	節分お楽しみ会※
	3/3(金) 15:30～16:15	ひな祭りお楽しみ会※
北プチ・クレイシュ (☎042-382-0130)	1/24(火) 10:15～10:45	リトミック※
特定地域型保育事業		
こどものへや (☎042-384-3385)	1/18、25、2/8(いずれも水曜日) 9:10～9:50	英語でリトミック※
また明日保育園 (☎042-386-8280)	月～金 10:00～11:00	お散歩

ご存じですか

ひとり親家庭支援制度

ひとり親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひ、ご利用ください。

①～③は、所得や世帯状況により制限があります。④～⑥は、事前相談が必要です。詳しくは、お問い合わせください。①～③は、休日窓口(2面に掲載)でも取り扱っています。

① ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいる家庭などに、医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

対象

- ひとり親家庭等の母または父および児童
- 両親がいない児童などの養育者およびその児童

② 児童育成手当

18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭等に支給します。

対象 次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が生死不明である児童
- 婚姻によらないで生まれた児童など

③ 児童扶養手当

18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭等に支給します。

対象 次のいずれかの状態にある児童を養育している方

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が生死不明である児童
- 婚姻によらないで生まれた児童など

④ ホームヘルプサービス

ひとり親家庭が、一時的な理由でお困りのときに、育児や家事などを行うホームヘルパーを派遣します。

対象 義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当する方

- ひとり親家庭となつてから2年以内の家庭
- 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- 就職活動等、自立促進に必要なと認められる場合
- 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加の場合

⑤ 母子及び父子福祉資金

ひとり親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。

対象 都内在住(6か月以上)で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父

貸付金の種類 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、結婚資金など

償還方法 償還期間は、3～20年ですが、貸付金の種類により異なります。



⑥ 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。

対象 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方
- 当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
- 過去に給付金の支給を受けていない方

⑦ 就労支援

児童扶養手当を受給している方を対象とし、面接による希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

⑧ ひとり親家庭等支援

母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

問合先 ①～③子育て支援課 ④～⑧子育て支援課

☎042-387-9000(6)

